

公 告

熊本県公告第1号

県営住吉地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成15年1月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第2号

県営苓北地区（木場（都呂々）工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。
平成15年1月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成15年1月7日から
平成15年2月4日まで
- 2 縦覧の場所 苓北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第3号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成15年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。
平成15年1月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験
平成15年2月25日（火）午前9時から午後4時まで
 - (2) 実地試験
平成15年2月26日（水）午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験
熊本県健康センター 熊本市東町四丁目11番1号
 - (2) 実地試験
熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目1番6号
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成15年3月31日までに卒業見込みの者
 - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成15年3月31日までに卒業見込みの者
 - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）、（2）又は（3）に掲げる者と同程度の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
 - (1) 学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
 - (2) 実地試験
歯科技工実技
- 5 試験方法
学説試験は筆記、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
平成15年1月27日（月）から同年2月3日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
なお、郵送の場合は、同年2月3日（月）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
熊本県健康福祉部医務福祉課
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類